

災害時における避難行動要支援者の避難支援について

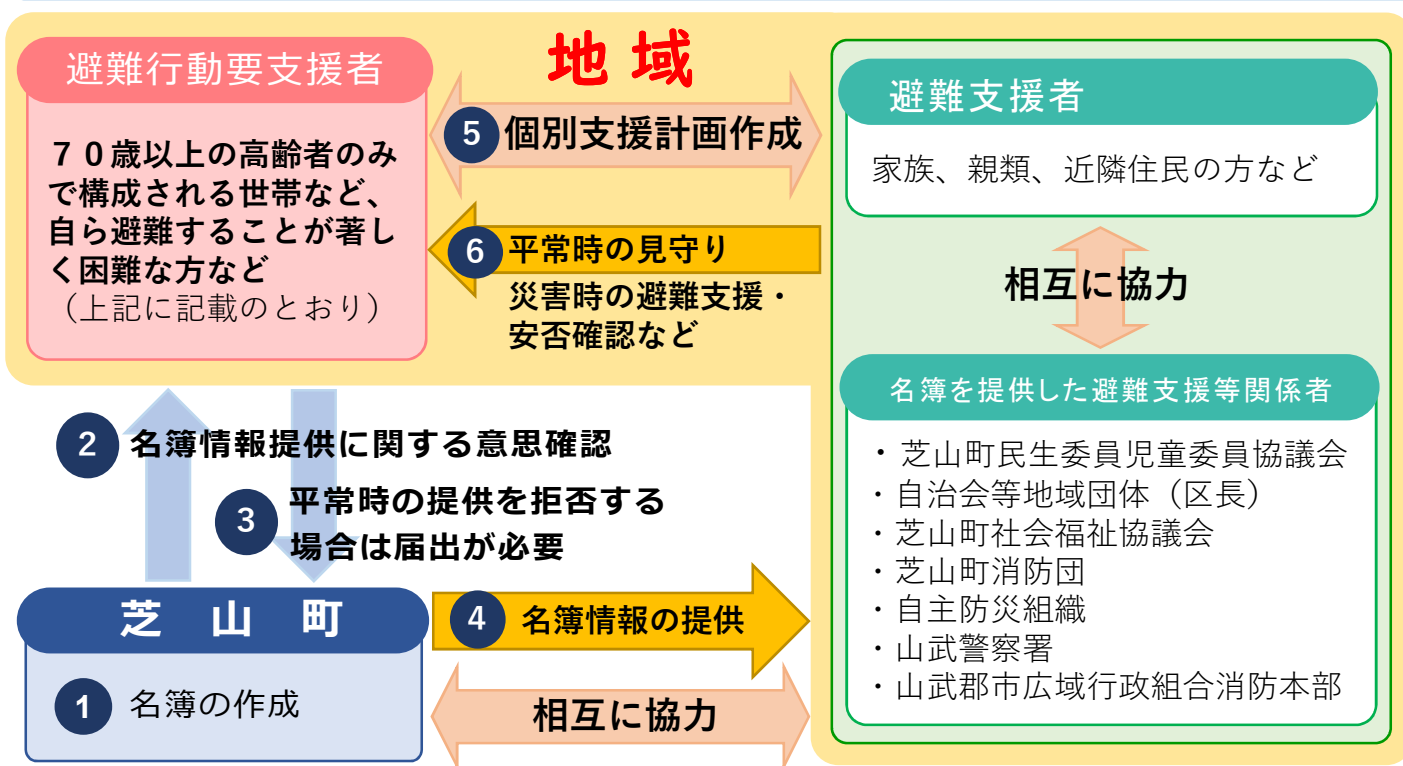
避難行動要支援者とは

生活の基盤が自宅にあって、災害時に自ら避難することが著しく困難な方のことをいいます。

避難行動要支援者名簿には、避難支援を要する可能性が高い次の方を掲載します。

- ① 70歳以上の方のみで構成される世帯の方
 - ② 要介護認定3～5を受けている方
 - ③ 身体障害者手帳1級・2級を所持する方
 - ④ 療育手帳①の1、①の2、②、Aの1、Aの2を所持する方
 - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持する方
- *上記以外でも、災害時の避難などに不安がある方も登録できます。

避難支援の流れ



1 名簿の作成

町の関係各課で把握している情報を集約して、名簿を作成します。

2 名簿情報提供に関する意思確認

名簿情報を平常時から外部提供することについて、町から意思確認を行います。

3 平常時の情報提供を拒否する場合

平常時に名簿情報の提供を拒否する場合は、名簿情報提供拒否届出書を町へ提出してください。

4 名簿情報の提供

避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者に提供します。

5 個別支援計画の作成

避難行動要支援者が避難支援者や避難支援等関係者と相談して、安否の確認の方法や最寄りの避難所や避難経路の確認などを行い、個人ごとの避難支援の計画（個別計画）を作成します。

6 平常時の見守り、災害時の避難支援・安否確認など

避難行動要支援者名簿情報を活用して、平常時の声かけや見守り活動につなげます。災害が起こった場合は、個別支援計画に基づき、避難支援や安否確認などを行います。

避難支援に係る取り組みについての Q&A

避難行動要支援者からの質問

Q 個別計画が策定されたら、必ず助けてもらえるのでしょうか？

A 避難支援者の方も被災することがあるので、必ず避難支援が受けられるとは限りません。支援を希望された方自身も、常に自分の身は自分で守るという意識を持って、日頃から周囲の方と積極的にコミュニケーションをとることなどを心掛けてください。

Q 名簿情報が悪用されることはないですか？

A 名簿情報は避難支援の目的のみに利用します。個人情報の漏えいや紛失等がないよう、提供先と協定を締結するなどして、適正な管理をします。

避難支援等関係者からの質問

Q なぜ地域に個別計画づくりを求めるのでしょうか？

A 災害時には、公的機関が様々な支援活動を行いますが、災害の規模が大きいほどその被害は大きくなり、公的機関の支援能力が低下する一方で支援を必要とする方が多くなります。そのような場合でも、地域の方同士で協力し、助け合うことが、一人でも多くの避難行動要支援者の生命・身体を守ることにつながります。そのための準備として、地域で個別計画づくりを行っていただくなど、互いに顔の見える関係を作っていただきたいと考えています。

Q 要件に該当せずに名簿に掲載されていないが、掲載したほうが良いと思われる方を把握した場合はどうすればよいですか？

A 地域でそのような方を把握した場合は、芝山町福祉保健課へご連絡をお願いします。町からご本人に対して名簿に掲載することや、平常時から名簿情報を外部へ提供することについての意思確認を行います。

避難支援者からの質問

Q 避難支援者にはどのような義務や責任が発生しますか？

A 避難支援者は、あくまでも善意と地域の支え合いの精神に基づき避難支援を行うものであり、災害時に避難支援ができない場合において責任が伴うものではありません。ご自身やご家族の安全を確認した上で、できる範囲で避難支援をお願いします。

(お問合せ先)

芝山町役場 福祉保健課 福祉係

電話番号：0479-77-3914